

平成23年(ワ)第15308号

原告 Aleph

被告 東京都 他1名

準備書面(2)

2011年9月27日

東京地方裁判所民事第45部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同

原告 Aleph に対する被告東京都の求釈明に応える

1 名誉毀損を構成する箇所

(1) 原告 Aleph に対する本件名誉毀損を構成する箇所は、

- ① 「概要」(甲2)においては、本文末尾の第5 考察と結論 3 結論の「以上より、本事件は、教祖たる松本のお意思の下、教団信者のグループにより敢行された計画的・組織的なテロであったと認めた」(p.14)。
- ② 「冒頭発言」(甲1)においては、第4段落の「なお、これまでの捜査結果から、この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖のお意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました」。

の各部分である。上記②については、訴状請求原因3(1)で摘示してありでありである。ここは、明らかに、疑問の余地はないと言わんばかりの断定である。

(2) 上記(1)の公表後に行われた警視庁としての最終的な刑事処分は、被疑者不詳のままの書類送致(送検)である。ここでは、教祖松本の意味の下、として、本来ならば組織の指導者たる、理論的にも実務的にも首謀者としての共謀共同正犯の位置にあるはずの松本の名前すらも出てこない。首謀者も犯行に参加した者も、全てが被疑者不詳であれば、送致を受けた検察官としては、時効を別とすれば、以前に A らを嫌疑不十分として不起訴とした事件と全く同じであるから、今度は嫌疑無しとしての不起訴と言うしかないはずのものである。警視庁はそれを見越して、わざわざ時効完成を待って書類送検したものである。言うこと(上記公表)とやること(被疑者不詳の書類送致)とがまるで異なっている。警視庁が公表どおりに、真実、「松本の関与を直接、間接に示唆する事実」(「概要」)があるとして、松本の意味の下で動いたオウム真理教の信者による犯行だと確信を持っていたのだとすれば、時効完成前に、堂々と胸をはって、被疑者を松本及びオウム真理教信者 A ならびにその他数名と、それなりに特定して送致すべきだったのである。教祖松本及び A は欠かせない。A は当日現場付近にいたとする供述を一貫させているとするからである。「概要」の記載や上記公表で示されたほどには確信がなかったからこそ、全てについて被疑者不詳とせざるを得なかったと言うしかない。確信のなかったことを「概要」に則して言うと、オウム真理教信者の犯行というストーリー展開に於いてキーマンとなっている A(元)巡査長の3月30日当日の警察官、地下鉄サリン事件捜査本部の捜査官としての動きに一切触れていないことに示されている。警視庁公安部は滋賀県警からの連絡により、3月25日には A(元)巡査長がオウム真理教の信者であることを把握していた。当然、地下鉄サリン事件の築地署の捜査本部にいること、そこで捜査員として割り当てられている担務が何か、は直ちに把握している。情報収集を中心とした捜査手法からすれば、教団内の諸々の情報を取るために同人を泳がせて動向監視することになる。A が3月30日当日、本件に何らかの形で事件に関与していたとすれば、担務に支障が生じたり、担務中の精神状態に何らかの変化が生じたりするはずであるが、「概要」ではものの

見事に何も触れられていない。これらのことは、同僚や上司、寮関係者に聞けばすぐに判ることでもある。A(元)巡査長をストーリー展開から外せば、いかに松本を意思を強調しようともオウム真理教信者のグループによる犯行と言えなくなることは、「概要」の内容そのものが示すところでもある。

(3) なお、警察庁長官狙撃(殺人未遂)事件は、特定の個人に対するテロであって、地下鉄サリン事件を典型とする大量無差別殺人テロ事件とは明らかに類型を異にしている。上記公表は、公安調査庁の観察処分とは全く異なる新たなスキャンダルの話題の提供である。

2 上記1の公表に対する各種コメント

(1) 上記1の公表に対する新聞各社の社説などのコメントについては、訴状請求原因4で指摘したとおりである。

(2) 2010.4.1開催の国家公安委員会定例会議においては、冒頭に委員長から「今回の警視庁の発表について、どうしてここまで踏み込んだ発表をしたのか」という発言があり、田尾委員の方から、「私は、捜査機関としては『この事件はオウムによるものという疑いがきわめて強い』という程度にとどめるべきであったと思う。事件を解決できなかったことに対する悔しい思いが入りすぎているように感ずる」、葛西委員から「私も田尾委員のご発言に止めるのが妥当ではないかという印象がある」旨の各発言があった。誰しも、何故にここまで言うのか強く疑問に思うところである。

(3) 「どんな団体であれ裏付けのない罪をかぶせていいわけがない」(2010.3.31付読売新聞)、「検察当局が証拠不十分と判断した容疑内容を『警察が突き止めた事実』のように記すのは、容疑をかけられた側の人権の視点から問題がある」(同日経新聞)、「これはいくら何でもひどすぎる」(2010.4.1付北海道新聞)という新聞論調、そして専門家の立場からの元最高検検事・土本武司筑波大名誉教授の「弁解めいた形の発表を許せば、関係者の名誉を傷つけることになる」というコメントは、「どんな団体であれ」(前出)、上記1のように、一方的に言われた側にいずれも名誉毀損による不法行為が成立することを強く示唆している。

そこで、現在ではオウム真理教という名称の宗教団体は存在しないので、一方的にこう言われたのは誰かが次の課題となる。

(4) なお、社会が警視庁に求めていたのは、膨大な費用をかけ大量の捜査官を動員しながら重大事件たる本事件を未解明のまま時効を完成させてしまった原因であり、公安警官の情報収集を中心とする捜査手法の有効性の検証、警視庁内部の公安部と捜査一課との対立、確執の真相であった。この確執には訴状請求原因6で指摘した、「自分が撃った」とカミングアウトした受刑者 N 氏の扱いも含まれる。新聞の論調や識者のコメントは一様にこれを示している。これを欠いた公表は単なる警視庁公安部の組織維持のための存在の強調でしかない。本事件では一生懸命やっているとの印象を社会に残したのは、めったには見られないショーのような神田川の長期間のどぶさらいだけである。捜査手法の検証においては、就中、A が「自分が撃った」と供述するに到る経過における取調方法・身柄の扱いを含む取調状況が具体的に明らかにされる必要がある。誰が見ても不透明すぎる。撃った（自分が）、撃たない（G に似た男が撃った）と、供述の変遷が著しいのは、経験的に見て供述のいずれもが強度の誘導の結果であることを示している。

(5) ここでは深入りはしないが、「自分が撃った」とカミングアウトした N 氏には、警官射殺始め拳銃発射を伴う事件が多数ある。拳銃や実弾も多数押収されている。射撃は明らかに手慣れている。これに対し、オウム真理教関連の中には、拳銃を発射した類型（手口）の事件は1件もない。使用された武器も、サリンを始め、全て自家製である。警視庁公安部が捜査第1課の捜査結果をはねのけてまでオウム真理教に強く固執するのは何故か。これは「概要」を読んでも出て来ない。しかし、かつて、松本サリン事件を某国と関係の深い赤軍派の、地下鉄サリン事件を極左暴力集団の同時多発ゲリラの各犯行と読み誤ったことを知れば、オウム真理教と見抜くに捜査一課に遅れをとった、その負い目、悔しさの裏返しとしてのオウム真理教への深い固執の心理を感じ取ることが十分にできる。

3 原告 Aleph を指す

上記「概要」・「冒頭発言」とも、原告の名称 Aleph を直接には名指していないことは認めるが、「冒頭発言」(甲1)が「オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体として観察処分を受けている…」(第5段落)とする「オウム真理教」が、現在の名称は Aleph である原告を指していることは、次のとおり明らかである。

(1) H21.1.23 公安審査委員会 決定

上記決定では、被請求団体を「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」(p.1)とした上で、「被請求団体は、第二回の期間更新決定時には、『宗教団体アーレフ』の名称を用いる集団(以下『アーレフ』という。)を中心として活動していたところ、平成20年5月20日、『アーレフ』は、その名称を『Aleph』に変更した。また、第二回の期間更新決定後である平成19年3月8日、上祐史浩(以下『上祐』という。)を中心とする一部の構成員が、『アーレフ』から脱退した旨を表明し、同年5月7日、『ひかりの輪』の名称を用いる集団(以下『ひかりの輪』という。)の設立を表明した。…」(p.4)としている。

(2) 政府の団体規制法31条に基づく国会報告

① 2010.4.15 (概要)

「4 オウム真理教の現状」と題して、「麻原への絶対的帰依を明示的に強調する『Aleph』(主流派)と麻原の影響力を払拭したかのように装う『ひかりの輪』(上祐派)が中心」としている。

② 2011.4.15

「三 当該団体の現状」の「1 組織の概要」で、「当該団体においては、『松本サリン事件』及び『地下鉄サリン事件』の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する『Aleph』の名称を用いる集団と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された『ひかりの輪』の名称を用いる集団を中心としており、両集団とも、依然として、松本及び松本の説

くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと認められる」(p.4)とする。

(3) 「警察白書」平成22年(2010年)度版

「第4章 公安の維持と災害対策」「第3節 公安情勢と諸対策」「1 オウム真理教の動向と対策」「(1) オウム真理教の動向」で、「オウム真理教(以下『教団』という。)は、平成19年5月、主流派(『Aleph』)と上祐派(『ひかりの輪』)に内部分裂した。…21年1月、教団は、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、公安調査庁長官の観察処分に附される処分の期間が24年1月まで3年間更新された」としている。

(4) 2010年6月の足立区の一部地域住民総決議集会

集会場では「オウム(アレフ)断固反対」、「私たちのまちにオウムは要らない」などと書かれた垂れ幕、のぼりが掲げられ、「『オウムは要らない』足立で総決起集会」などと写真入りで報道された。

(5) 2010.10.22付足立区ホームページ

2010年10月22日、警視庁の元警察官で、「東京都における暴力団排除条例に関する有識者会議」の委員でもある近藤弥生・足立区長のもとで、全国でも例のない、「足立区反社会的団体の規制に関する条例」が制定された。近藤区長は、同日付の足立区のホームページで、「本条例の対象となるのは、団体規制法(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律)に基づく観察処分を受けている団体に限られ、現在は『アレフ』と『ひかりの輪』の2団体(元のオウム真理教)となります。」、「オウム真理教が、『アレフ』と名称だけ変更し(た)」と記している。

なお、観察処分の対象となっている原告 Aleph と分派「ひかりの輪」以外に、オウム真理教の流れを汲む宗教団体は社会的には認知されていない。

4 原告 Aleph の歴史的経緯と現状 — 名誉・イメージ・信用・無形的損害

(1) 原告 Aleph のオウム真理教との関係における組織的な歴史的経緯と現状については、訴状請求原因2(1)及び同5(1)で概略述べたとおりである。

(2) 「原告のイメージ及び信用」は、上記(1)のうち、主として「宗教理念・運営規制・コンプライアンス規定」を定め、構成員に対して法令遵守を義務付けるとともに、仏教・ヨーガの教えを特に根本原理とした健全な宗教活動を行うこと、一連のオウム真理教事件の被害者に対して誠意ある対応を誓い、現にそのように務めてきたことを特に意識して整理したものである。これに対して、「原告の名誉毀損」の「名誉」、「無形的損害」は名誉毀損による不法行為における被侵害利益での一般的概念として述べた。そのとおりに理解して貰えば十分に足りる。

5 原告 Aleph についての他の名誉毀損による損害賠償請求事件

2000年（平成12年）5月、オウム真理教の信者が作成したというメモが押収され、そこにサリンの製造方法に関連するような事柄が書かれていたとの警察発表を受けて、幾つかの報道機関が、（地下鉄サリン事件の後の）今でも、アレフはサリンを研究している、と全く誤った事実を報じたことにつき、原告 Aleph が2000年5月29日に提訴した名誉毀損に基づく損害賠償請求に対し、裁判所は報道3社につき、いずれも次のとおり原告 Aleph 勝訴の判断を示した。このメモから、現在進行形で「サリンの研究をしている」ということを読み取ることができないのは明らかであり、リークの意図は別として、事情は知っている警察もそのように説明するはずはない。

① 対日本テレビ

- 1 審 2001. 9. 4 賠償金100万円
- 2 審 2002. 3. 28 控訴棄却
- 上告審 2002. 9. 13 上告棄却（賠償金100万円で確定）

② 対産経新聞

- 1 審 2001. 7. 17 訂正広告掲載
- 2 審 2001. 12. 25 訴訟上の和解で、訂正広告掲載はなくなり、賠償金70万円となった。

③ 対毎日新聞

- 1 審 2000. 12. 18 請求棄却

2 審 2001. 4. 1 訂正記事掲載

上告審 2002. 3. 28 上告棄却 (訂正記事掲載で確定)

以上については、新聞報道もいくつかあり、警視庁公安部も、原告 Aleph に関する公安情報のひとつとして当然に把握しているはずであるし、把握していなければならないことでもある。

6 2つの比較

- (1) 上記1の警視庁の公表と、上記5の報道各社の報道を比較すると、内容的な濃淡を別にすると、第1に、報道各社には表現の自由・報道の自由が保障されるのに対し、捜査機関としても警察行政機関としても警視庁にはそれがない。「異例の見解」、「異例の公表」などと報ぜられることになる。第2に、上記5は平成12年(地下鉄サリン事件から5年後)であるのに対し、上記1は平成22年(同事件から15年後)であり、10年という長い時間の経過によって、上記4のとおり内情の改善の一方で、被害関係者がその風化を大いに心配するほどに、オウム真理教に対する社会的関心の度合いがまるで異なっている、という大きな相違がある。未解決として著明な事件であるが故に、社会一般に与える新たな衝撃度も大きく異なってくるのは当然である。
- (2) 名誉毀損という面で見れば、上記5で認められた原告 Aleph についての被侵害利益が、上記1においては、存在しないとか、或いは既に著しく減少しており、上記1程度の発表(表現)であれば、原告 Aleph にとっては受忍限度内のものに止まる、というような結論は、決して導き出すことはできない。これに加えて内容的濃淡の差を考慮に入れば、より一層そうはならないことは明らかである。サリンと言え(当時では)すぐに松本サリン事件、地下鉄サリン事件を連想させられたが、製造目的がなければサリンを研究すること自体が何らかの犯罪に該る訳でないことは言うまでもない。だから、犯罪事実の摘示とは言えない(淡)。片や、重大な犯罪事実の摘示である(濃)。
- (3) 真実性・相当性のないことは共通している。本件については、「概要」において、松本以外が A ~ H と仮名になっている点を措くとしても、1年後

の趣旨不明な鑑定結果以外に具体的な証拠の摘示はなく、「仮説公表は行き過ぎ」、「証拠がないのに発表…違和感」、「立件できずに断定は無謀」、「失態押し付け驚いた」などとコメント・論評された。そもそもが被疑者不詳でしか送致できなかった事件であれば、こう言われるしか他ない。

7 まとめ

- (1) 以上のとおり、本件においても、被告において真実性もしくは相当性の立証がない限り、警察庁長官狙撃事件という重大な犯罪事実の具体的な摘示を以て、名誉毀損による不法行為が成立することは明らかである。
- (2) 捜査にはある程度の見込みは不可避とはいえ、今となってもなお、本件をオウム真理教の信者グループによる犯行と断定し続ける限り、何故にそうと言えるのかを含めて、捜査経過を教訓化できる、実のある検証はできない。N氏のカミングアウトについても、この固執がなければ見方も大きく異なっただであろうことは容易に推察できる。警視庁としての警察庁長官狙撃事件の捜査結果というのであれば、当然、捜査1課が扱ったN氏への捜査も含まれなければならないはずである。そうでなければ、同庁公安部限りのオウム真理教に対する失態的な捜査結果と言うことにしかならない。N氏についての捜査結果も明らかになれば、オウム真理教とN氏とで証拠の優劣もはっきりする。N氏の方が証拠上優越であれば、オウム真理教については真実性はおろか、相当性も認められなくなる。N氏の存在は、被疑者不詳の送致と並んでオウム真理教に関わる真実性、相当性についての積極否認の関係となる。逃走経路（自転車の乗り捨て・貸金庫の開扉）ひとつ取ってみてもN氏の供述は核心をついている。
- (3) 被告準備書面(1)の求釈明は、被告東京都において、真意そのような疑問を有していたのであれば、留保する訴状請求原因に対する認否・反論の前提問題として、答弁書の段階で出てきて然るべきものである。それらがあるとしても、真実性・相当性の立証に資すべきであろう捜査資料は、被疑者不詳のままでの書類送致で東京地検に行ってしまうことから、被告代理人において立証計画の方針の策定に困難を来していることは原告としても十分

に理解しているものの、当の警視庁にしてみれば、検察庁が捜査資料をどう扱うかは、犯罪捜査規範や刑事訴訟法の原則からして、最初からわかっていることであって、今更な余りに形式的に過ぎる求釈明は、訴訟引き延ばしのためにするものとは思えない。

8 追記

なお、被告東京都において、真実性、相当性が認められなくとも(その主張・立証に入るまでもなく)、上記1の公表では、いわば入り口の議論において名誉毀損そのものが成立しない(第3 原告の主張に対する反論からはこう読み取れる)、あるいは、それが成立するとしても、そもそも原告 Aleph には被侵害利益と言えるようなものは存在しない(損害額ゼロ)のだとするならば、そうするに際して参照(参考に)した学説・判例があるはずであるから、早めにそれらを教示されたい。原告としても、議論を噛み合わせるためにそれらを十分に検討してみたい。